

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和35年岩手県規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(免許申請書の様式) 第2条 政令第1条に規定する申請書は、栄養士免許申請書（ <u>様式第1号</u> ）によらなければならない。 (栄養士名簿の訂正申請) 第3条 政令第3条第1項の規定による名簿の訂正の申請は、栄養士名簿訂正申請書（ <u>様式第2号</u> ）によらなければならない。 (名簿の登録の抹消申請) 第4条 政令第4条第1項の規定による名簿の登録の抹消の申請は、栄養士名簿登録抹消申請書（ <u>様式第3号</u> ）によらなければならない。 (免許証の書換え交付申請) 第5条 政令第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付の申請は、栄養士免許証書換え交付申請書（ <u>様式第4号</u> ）によらなければならない。 (免許証の再交付申請) 第6条 政令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付の申請は、栄養士免許証再交付申請書（ <u>様式第5号</u> ）によらなければならない。 (免許証の返納) 第7条 政令第6条第5項または第8条第1項若しくは第3項の規定による免許証の返納は、栄養士免許証返納書（ <u>様式第6号</u> ）によらなければならない。	(免許申請書の様式) 第2条 政令第1条に規定する申請書は、別に定める様式による栄養士免許申請書によらなければならない。 (栄養士名簿の訂正申請) 第3条 政令第3条第1項の規定による名簿の訂正の申請は、別に定める様式による栄養士名簿訂正申請書によらなければならない。 (名簿の登録の抹消申請) 第4条 政令第4条第1項の規定による名簿の登録の抹消の申請は、別に定める様式による栄養士名簿登録抹消申請書によらなければならない。 (免許証の書換え交付申請) 第5条 政令第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付の申請は、別に定める様式による栄養士免許証書換え交付申請書によらなければならない。 (免許証の再交付申請) 第6条 政令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付の申請は、別に定める様式による栄養士免許証再交付申請書によらなければならない。 (免許証の返納) 第7条 政令第6条第5項又は第8条第1項若しくは第3項の規定による免許証の返納は、別に定める様式による栄養士免許証返納書によらなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- この規則による改正後の栄養士法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。